

## 香川県子育て応援のための環境整備支援事業費補助金 Q&A

### 1 補助対象者について

- Q 1 補助事業者の要件はあるか
- Q 2 個人事業主は補助対象者となるか
- Q 3 フリーランスで活動しているが補助事業者となるか
- Q 4 本社が県外の場合、対象となるか
- Q 5 施設がないが、対象となるか
- Q 6 キッチンカー等、移動販売を行う店舗も補助の対象となるか。

### 2 申請について

- Q 7 複数の事業所（本店、支店）で整備を行いたいが、それぞれ申請するのか
- Q 8 申請はいつまでにすればいいのか
- Q 9 申請はどうすればいいのか
- Q 10 申請は先着順となるのか
- Q 11 他の補助金を受給していても申請は可能か
- Q 12 申請書の内容は途中で変更できるか
- Q 13 事業は途中で中止できるか
- Q 14 補助金交付申請前に支払った経費は対象になるのか

### 3 補助対象について

- Q 15 補助対象経費にはどのようなものがあるのか
- Q 16 補助対象外となる経費にはどのような内容があるのか
- Q 17 既存の設備等を改修し、新たに子育て家庭に配慮した設備等を導入する場合は対象となるか
- Q 18 「その他、事業の実施に付随して必要と認められる経費」とはどのようなものか。
- Q 19 事業の実施に付随する消耗品にあたるものは何か
- Q 20 県外事業者への発注は対象となるか
- Q 21 親会社と子会社間での購入は対象となるか
- Q 22 交付申請時に予定していた導入設備等と違うものを導入することは可能か
- Q 23 対象外の内容と対象内の内容が混在している場合はどうすればよいか
- Q 24 従業員が使用する設備等を整備する経費は対象となるか

#### 4 支払いについて

Q25 補助金の先払いは可能か

Q26 支払いはクレジットカードでも可能か

Q27 領収書に「〇〇ほか」と記載されている場合、対象となるか

Q28 領収書に必要な記載項目は何か

## 1 補助対象者について

### Q 1 補助事業者の要件はあるか

#### 【回答】

県内で年間平均週 3 日以上営業する店舗、集客施設を設け、対象を子育て家庭に限ることなく、県内で販売、サービスの提供を実施している中小企業者です。ただし次のいずれかに該当する者は除きます。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団、同条第 6 号に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者
- (2) 営業に関して必要な許認可等未取得していない者
- (3) 国、法人税法（昭和 40 年法律第 34 号）第 2 条第 5 号に規定する公共法人
- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 5 項に規定する「性風俗関連特殊営業」又は当該営業（店舗型性風俗特殊営業に限る。）に係る同条第 13 項に規定する「接客業務受託営業」を行う事業者
- (5) 政党その他の政治団体
- (6) 宗教上の組織又は団体（ただし、旅館業法（昭和 23 年法律第 138 号）第 3 条第 1 項の許可又は食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）第 55 条第 1 項の許可を受けている組織又は団体であって、宿坊等を運営する者を除く。）
- (7) 香川県税を滞納している者
- (8) 上記に掲げる者のほか、補助金の趣旨・目的に照らして適当でないと知事が判断する者

### Q 2 個人事業主は補助対象者となるか

#### 【回答】

開業届を提出している者は対象となります。

### Q 3 フリーランスで活動しているが補助事業者となるか

#### 【回答】

上記の個人事業主に該当する者は対象となります。

### Q 4 本社が県外の場合、対象となるか

#### 【回答】

香川県内に年間平均週 3 日以上営業する店舗、集客施設を設けている場合は対象となります。

### Q 5 施設がないが、対象となるか

#### 【回答】

年間平均週 3 日以上営業する店舗、集客施設を設けて事業を実施することが要件となっておりますので、補助対象外です。

Q 6 キッチンカー等、移動販売を行う店舗も補助の対象となるか。

【回答】

交付要綱第3条へ記載の補助対象者の要件を満たす場合は、移動販売を行う店舗も対象となります。

## 2 申請について

Q 7 複数の事業所（本店、支店）で整備を行いたいが、それぞれ申請するのか

【回答】

複数事業所分をまとめて申請しても構いませんが、経費明細書（様式1別紙1-2）については、事業所毎に作成してください。なお、申請できる事業所数は、1法人又は1個人事業者につき、3事業所を上限としています。

Q 8 申請はいつまでにすればいいのか

【回答】

申請受付期間は、令和8年5月15日（金）から令和8年8月31日（月）となります。ただし、予算額に達した場合は、申請受付期間内でも受付を終了することがありますので、ご了承ください。

Q 9 申請はどうすればいいのか

【回答】

募集要領のP5～P8をご確認ください。

Q 10 申請は先着順となるのか

【回答】

受付順となります。書類の不備がなく、正式に受理ができる状態になった時点で「受付」となりますので、申請時には提出書類の内容確認をチェックリストでしっかりと行ってください。

Q 11 他の補助金を受給していても申請は可能か

【回答】

他の補助金との併用は出来ません。

Q 12 申請書の内容は途中で変更できるか

【回答】

事前に「補助金変更承認申請書（様式4）」を提出し、変更承認を得ることが要件です。また、やむを得ない理由等により増額申請を希望される場合は、予算の関係で対応できないことがあります。

Q 13 事業は途中で中止できるか

【回答】

中止することは可能です。ただし、事前に「補助金中止（廃止）承認申請書（様式7）」を提出し、承認を得ることが必要です。

Q14 補助金交付申請前に支払った経費は対象になるのか

【回答】

交付決定日以降に購入した物品のみ補助対象となります。交付決定前に購入した物品は一切認められませんのでご注意ください。

### 3 補助対象について

Q15 補助対象経費にはどのようなものがあるのか

【回答】

おむつ交換台、トイレ内ベビーチェア、授乳室等子育て支援に関する設備等の整備に要する費用とします。

Q16 補助対象外となる経費にはどのような内容があるのか

【回答】

対象外経費等については、募集要領P2～P3をご覧ください。

Q17 既存の設備等を改修し、新たに子育て家庭に配慮した設備等を導入する場合は対象となるか

【回答】

単なる修繕に要する経費は補助の対象となりませんが、新たに子育て家庭に配慮した設備等を導入するための改修工事等に要する経費は対象となります。

(対象となる例)

既存の客席スペースを改修し授乳室を導入する場合、既存のトイレを改修し子ども用トイレとする場合

(対象とならない例)

既存のトイレの老朽化に伴うリフォームのみ、既存キッズスペースの壁紙の貼替え

Q18 「その他、事業の実施に付随して必要と認められる経費」とはどのようなものか。

【回答】

事業の実施に付随する消耗品（補助対象経費の10%以内）、設備等の案内看板の設置費、キッズスペース確保のために実施する既存設備の改修工事費等、「設備等費」「運搬費」を除く補助事業の実施に伴い必要と認められる経費が対象となります。

Q19 事業の実施に付随する消耗品にあたるものは何か

【回答】

おむつ交換台の設置に伴うおむつ用のごみ箱の購入や、キッズスペースの設置に伴う玩具の購入等、補助事業の実施に伴い必要とされる消耗品が対象になります。

なお、1件の取得金額が10万円以下の金額で、短期間（1年未満）の使用あるいは1回の使用で費消されるもの、毀損しやすいもの等が「消耗品」となります。

Q20 県外事業者への発注は対象となるか

【回答】

対象となります。

Q21 親会社と子会社間での購入は対象となるか

【回答】

対象となりません。

Q22 交付申請時に予定していた導入設備等と違うものを導入することは可能か

【回答】

当初予定していた設備等が導入できなくなったなど、特別な事情が生じた場合には対象となりますが、当初予定していた設備等と同程度の性能や機能を有することが確認できることが要件となります。内容によっては「補助金変更承認申請書（様式4）」が必要となりますので、必ず事前にご相談ください。

Q23 対象外の内容と対象内の内容が混在している場合はどうすればよいか

【回答】

補助対象経費以外との混合払いは、原則行わないようにしてください。しかしながらやむを得ない場合において、対象外と対象内の経費が明確に確認できる場合は、対象内経費については対象となります。

Q24 従業員が使用する設備等を整備する経費は対象となるか

【回答】

専ら従業員が使用する場合は、補助対象外です。

#### 4 支払いについて

Q25 補助金の先払いは可能か

【回答】

先払い（概算払い）は行えません。

Q26 支払いはクレジットカードでも可能か

【回答】

可能です。

Q27 領収書に「〇〇ほか」と記載されている場合、対象となるか

【回答】

補助対象となる物品の名称及び金額と、その他の内容とが明確に判別できる場合は対象となります。

Q28 領収書に必要な記載項目は何か

【回答】

①宛名、②購入物品（複数ある場合は、レシートや内訳書を添付。）、③購入品の金額、④購入年月日、⑤購入店名及び押印、が必要となります。